

令和2(2020)年度

「学校いじめ防止基本方針」

大阪市立長吉中学校

【いじめ防止基本方針】

本校において、いじめ0（いじめをする生徒が0名、いじめられる生徒が0名）となるように、以下の基本方針を設ける。

1. いじめが起きた時の対応について
2. いじめの早期発見について
3. いじめの未然防止について

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

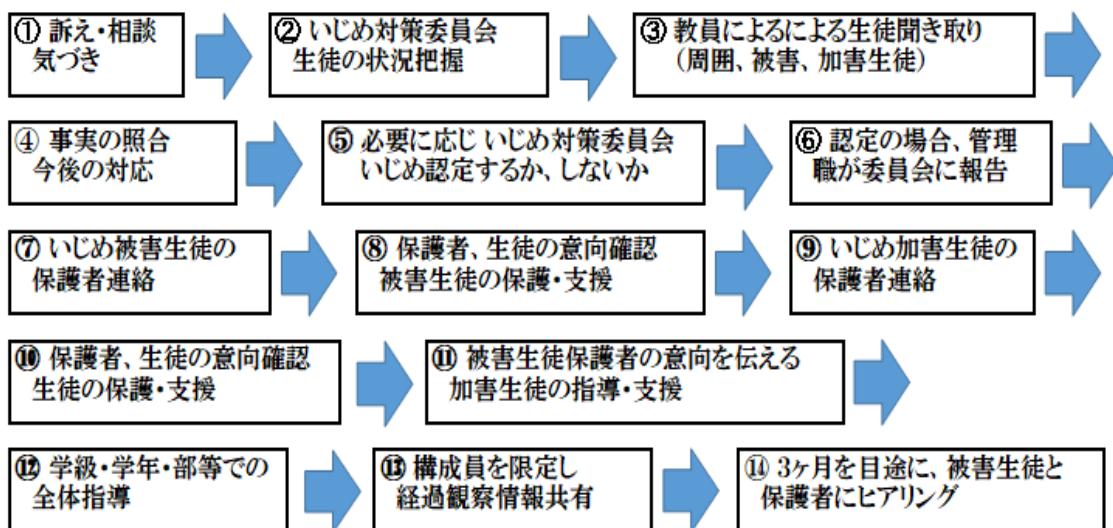
※ いじめの法律上の定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれず、かつてのいじめの定義にあった「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素は含まれていない。

（1）いじめが起きた時の対応

● いじめ発見の際の流れ



● いじめが起きた際の初期対応といじめの4層構造（被害、加害、観衆、傍観）

いじめ行為の確認 (番号は前ページのもの)

- ・被害生徒、ある程度公平な見方のできるクラス生徒に事実確認をする（担任・学年）
→管理職、生徒指導主事、学年主任への報告 ⇒ ①、②、③
- ・加害生徒から事実確認をする（担任・学年） ⇒ ③
※ いじめの事実を認めない場合は、再度情報収集（無記名でアンケート調査など）
- ・被害生徒と加害生徒の事実確認した内容を照らし合わせる（担任・学年）
⇒ ①、②、③
- ・今後の指導方針について確認する（担任・学年・生活指導部長・生徒指導主事・管理職）
⇒ ③、④、⑤、⑥
- ※ 必要に応じて、いじめ対応会議を設け、P31の記録シートに記入する。

校務支援PC「中学校フォルダ」→「生活指導部」→「いじめ」

→エクセル「いじめ対応記録シート（原本）」

被害生徒・保護者への対応 (被害)

- ・保護者に事実確認した内容について説明をする（担任・学年）
→被害生徒と保護者の意向を聞き、今後の対応について確認する
⇒ ⑦、⑧、
- ・被害生徒が今後安心して学校生活が送れるよう、必要な支援を行う（担任・学年・生指部長・生徒指導主事・管理職） ⇒ ⑫
- ・必要に応じて、関係諸機関と連携を図る（生徒指導主事）
⇒ ⑬、⑭

加害生徒・保護者への対応 (加害)

- ・保護者に事実確認した内容について説明をする（担任・学年）
→被害生徒と保護者の意向を伝え、今後について確認する
⇒ ⑨、⑩
- ・いじめをやめさせ、再発防止のために指導及び助言を行う（担任・学年・生徒指導主事）
⇒ ⑪
- ・被害生徒が安心して学校生活を送るために必要と認められる場合には、保護者と連携を図り、一定期間の別室指導等をする（担任・学年・生徒指導主事）
⇒ ⑫、⑬
- ・必要に応じて、関係諸機関と連携を図る（生徒指導主事）
⇒ ⑭

他の生徒への対応

(観衆、傍観)

- 被害生徒へ十分配慮したうえで、必要であれば観賞、傍観にあたる生徒の指導を行う。

(担任・学年・生徒指導主事)

→ 観衆していた生徒には、いじめを目撃した際に笑ったりする等の行為が、いじめに加担する行為であることを理解させる。傍観していた生徒に関しては、何も言わず・いじめが起きている間もその後も、被害者を助けようとせずに無視する行為が、いじめに加速する行為であることを理解させる。

- 必要なときに教師や大人に助けを求めるなどとともに、いじめは絶対にしないという意識がもてるよう指揮する。指揮期間は約1ヶ月を目安とする。必要があれば継続していく。

⇒ ⑫

重大事態の対応

- いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、学校を相当の期間欠席することを余儀なくされているなど、「法」に規定される重大事態が生じた場合、校長より教育委員会に報告を行う。中でも、加害生徒の行為が犯罪行為として取り扱われる場合、被害生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じているか疑いがある場合は、警察とも連携していく。また、これ以降1年間は、毎月いじめアンケートを取らなければいけない。

⇒ ⑥、⑫

収束

- いじめ対応会議において最低3か月は経過観察、追跡調査を行う。以降、保護者と本人からのヒアリングから、その件について一旦の収束とするか判断する。収束と判断した場合も、再発防止のために経過観察や、必要に応じて保護者との連携を図る。

⇒ ⑬、⑭

● いじめ対策委員会の設置 ※必置

構成

校長、教頭、養護教諭、各学年主任、各学年主担、生徒指導主事、生活指導部長、人権教育主担、道徳主担、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）

※委員長は校長とする

※ なお、必要に応じて緊急的な「組織」、拡大的な「組織」といった形で、構成員を限定したり増やしたりすることもある。

会議の主な内容

- ・各学年のいじめの現状報告、取組報告を行う。毎学期末（年3回）行うことから、次学期の取組予定があるものについても学年間で共有していく。
- ・いじめの事実が疑われる。もしくは認められる場合に必要に応じて行う。 ⇒ ①

以後の対応

- ・いじめ行為の確認ができた際、構成員を限定し状況の整理、今後の様子を確認する。
- 事後の経過観察のため月1回（主任会もしくは生指連絡会）行っていく。また、議事内容も記録していく。⇒ ⑬、⑭

（2）いじめの早期発見について

① 早期発見の基本について

- ・生徒のささいな変化に気づくこと
- ・気づいた情報を確実に共有すること（問題行動等は生指記録に入力していく。）
- ・情報に基づきいじめ対応会議を開くこと（SC、SSW、外部機関との連携。）

② いじめの早期発見の取組

○ いじめ調査アンケート

- ・R2年度は、5(7)、7(8)、10、12、2月に実施し保管する。（■は委員会指定の調査）

○ 教育相談

- ・教育相談の実施方法等については、『生徒指導申し合わせ』冊子P43）を参照。
- ・いじめ調査アンケートを実施し、それらを踏まえて、教育相談を行う。
- ・1学期、2学期にそれぞれ1回を行う。
- ・教育相談で気づいた情報を集約し、学年で共有する。必要に応じて、全職員で共有する。
- ・いじめ調査アンケートの内容によって、教育相談習慣を待たずして、緊急に行うこともある。
- ・教育相談の場のみに限らず、登校指導、昼食指導、授業、休み時間、放課後、部活動などにおいても、生徒のささいな変化に気づき、適宜声かけを心掛ける。

※ 欠席状況の把握と欠席がちな生徒との面談・家庭連携等

※ SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）との連携

（3）いじめの未然防止について

① いじめの未然防止の考え方

- 被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。
- 未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。いじめに特化した何か特別な訓練やプログラムとは限らない。

② いじめの未然防止に関する取組み

- 各教科の授業、学級活動等で尊重しあう関係を作る。そのため生徒が主体となって友達同士の絆を作り、教職員は生徒が安心できる居場所を作りに努め、繋がりを感じるとこのできる関係作りをする。
- 健全育成教育、人権・道徳教育等を通していじめを許さないという意識を育てる。
- 学校評価アンケート、教育相談等から生徒の些細な変化を見逃さないよう努める。
- 教職員を対象とした校内研修を生活指導部の研修会で設定する。

